

掛川市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和6年11月29日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 二 村 禮 一

令和 6 年度

財政援助団体等監査
結果報告書

掛川市監査委員

目 次

1	監査の種類 -----	1
2	監査の対象 -----	1
3	監査の範囲 -----	1
4	監査の期間 -----	1
5	監査の方法 -----	1
6	監査の結果 -----	1
7	意見 -----	2
8	施設の概要 -----	3
	(1) 掛川市老人福祉センター山王荘 -----	3
	(2) 掛川市大須賀老人福祉センター -----	3

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

団 体 名	中部ビル保善株式会社
施 設 名	掛川市老人福祉センター山王荘、掛川市大須賀老人福祉センター
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
所 管 課	健康福祉部長寿推進課

3 監査の範囲

令和5年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

4 監査の期間

令和6年9月10日から同年11月19日まで

5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設の管理運営に係る出納その他の事務が、条例、規則、協定書等に沿って適正に執行されているかに主眼を置き、協定書その他関係書類の検査を行い、所管課及び指定管理者の職員から説明を聴取するとともに、対象施設の現地確認を行った。

6 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務の一部において、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、所管課は、指定管理者に対する指導を含め、早期に適切な措置を講じられたい。また、監査の際に認められた会計処理及び文書管理に関する軽微な事務処理誤り等については、その都度所管課に対して指導した。

【指摘事項】

- (1) 掛川市老人福祉センターの管理運営に関する包括協定書（以下「包括協定書」という。）第18条により提出された収支決算書を確認したところ、指定管理料以外にシニアクラブ事務受託業務料及びシニアクラブ送迎バス代が収入として計上されていた。シニアクラブ事務に係る業務については、掛川市が、高齢者生きがい活動拠点事業の一環として、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会に業務委託しているものであり、掛川市社会福祉協議会は、施設の指定管理者である中部ビル保善株式会社に再委託をしているものである。また、シニアクラブ送迎バス代に

については、中部ビル保善株式会社が、バスの手配等を掛川市社会福祉協議会から受託し、その費用を立替払いした後、同額を掛川市社会福祉協議会に請求しているものであった。その行為自体は何ら問題がないと思われるが、包括協定書第12条によれば、管理運営業務に関する経理は専用の口座で管理し、自身の団体と独立して管理することとされており、シニアクラブ事務受託業務料及びシニアクラブ送迎バス代を指定管理業務と区別なく収支決算書に計上していることは、適切であるとは言えない。自身の団体と区別し管理していることが分かるよう早急に是正されたい。

- (2) 両施設では、施設内に交流高圧電位治療器を常設し、利用者から徴収した使用料を指定管理業務の収入に計上している。交流高圧電位治療器の設置が指定管理業務として実施しているのであれば、その使用料は市の収入とすべきであり、不適切な会計処理となっていると言わざるを得ない。機器及び使用料の取扱いを明確にするよう、指定管理者と協議の上是正されたい。
- (3) 収支決算書においては、年度末に所管課に提出された書類に複数の誤記等が見られ、今回の監査により収支決算書が差替となるなど提出前の精査が不十分であった。今後、中部ビル保善株式会社においては、適正な会計処理とチェック体制の見直しに努めていただき、所管課においては、会計処理の定期的な検証と指導体制の強化を図るなど、関係規程に準拠した適正な会計処理の担保に努められたい。

7 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

【意見】

中部ビル保善株式会社は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間にわたり、掛川市老人福祉センターの指定管理者として同施設の管理運営を行っている。指定管理者としては、本市における22世紀の丘公園や児童館等の維持管理のほか、近隣市においても数多くの実績がある。

包括協定書第7条第1項の業務要求水準の達成状況は、両施設ともに多くの項目で要求水準を大幅に上回り、顧客満足度の高さを示している。老人福祉センター山王荘においては、クラブ活動が盛んに行われ、大須賀老人福祉センターにおいては、同一建物内に児童館が設置されているため、高齢者と児童の世代間交流が見られ、施設が有効的に利用されていると感じた。また、どちらの施設も清掃が行き届き適切に維持管理されている印象を受けた。

一方、新型コロナウイルス感染症が感染法上の第5類に移行され、コロナ禍以前の状態を徐々に取り戻しつつあるが、施設利用者数は目標値の約7割程度に留まっている。これは、定年延長、多様化する価値観や生活スタイルの変化等により、施設の主な利用者である活動クラブやシニアクラブ会員が減少傾向にあることが要因と思われる。また、施設の老朽化もあり、管理運営において苦

慮する部分があると思うが、高齢者が施設を有効利用し、豊かで充実した生活を実現できるよう、利用者数増加につながる事業の展開を検討されたい。

最後に、老人福祉センターは、老人福祉法の目的である老人の心身の健康保持及び生活の安定を図るために設置された施設であり、高齢者へ楽しみと生きがいの場を提供することである。指定管理者は、これらの設置目的を効果的に達成するための事業主体であり、その役割は極めて重要である。今回の監査の結果を踏まえ、所管課の指導の下、早急に課題の検証と具体的な対策を講じた上で、さらなるサービスの向上に努めていただくよう期待する。

8 施設の概要

(1) 掛川市老人福祉センター山王荘

名 称	掛川市老人福祉センター山王荘	
所 在 地	掛川市大坂2443番地	
開 設 年 月 日	昭和53年10月 5 日	
職 員 数	3 人	
施 設 概 要	鉄筋コンクリート造り、平屋建て 延床面積 808.4㎡	
開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで	
休 館 日	日曜日、祝日、12月28日から 1 月 4 日まで	
指 定 管 理 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで（5 年間）	
指 定 管 理 料	令和 5 年度 9,973,700 円 利用料金制の採用：なし	
施設の収支状況	収 入 12,701,198 円 支 出 13,055,874 円 収支差額 △354,676 円	
利 用 実 績	年 度	利 用 者 数
	令和元年度	11,887人
	令和 2 年度	6,210人
	令和 3 年度	6,695人
	令和 4 年度	6,980人
	令和 5 年度	7,623人

(2) 掛川市大須賀老人福祉センター

名 称	掛川市大須賀老人福祉センター	
所 在 地	掛川市西大淵150番地	
開 設 年 月 日	昭和62年 4 月 1 日	
職 員 数	3 人	
施 設 概 要	鉄筋コンクリート造り、2 階建て（うち 1 階部分） 延床面積 712.9㎡	

開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで	
休 館 日	日曜日、祝日、12月28日から 1 月 4 日まで	
指 定 管 理 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）	
指 定 管 理 料	令和 5 年度 10,131,000 円 利用料金制の採用：なし	
施設の収支状況	収 入 12,270,071 円 支 出 12,044,563 円 収支差額 225,508 円	
利 用 実 績	年 度	利 用 者 数
	令和元年度	16,619人
	令和 2 年度	7,437人
	令和 3 年度	8,581人
	令和 4 年度	10,115人
	令和 5 年度	11,548人